

豊中市交通問題協議会 設置要綱

(目 的)

第1条 地域における公共交通機関の維持・整備が重視される中、交通運輸産業労働者により提起される政策課題への対応や地域交通計画の推進及び見直し等の複雑化した当市域における交通諸問題に対処するため、豊中市交通問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、調査、研究及び調整並びに情報交換にあたるものとする。

(組 織)

第3条 協議会は、本市公共交通に関係のある運輸事業関係の代表者及び別表に定める市を代表する委員をもって構成する。

(会 長)

第4条 協議会に会長を置き、都市基盤部長の職にあるものをもって充てる。

会長は、協議会を代表し、会務を主宰する。

会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名する者が、この職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は原則として、年1回これを開催する。ただし、会長が必要と認めたときはこの限りでない。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の意見聴取)

第6条 会長は、協議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、都市基盤部交通政策課で処理する。

(補 則)

第8条 前各条に定めるもののほか、協議会運営に関する必要事項は、会長が協議会に諮って定める。

この要綱は、昭和54年7月16日から施行する。

(一部改正)

平成11年4月12日

平成15年4月1日

平成16年10月8日

平成20年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 12 月 8 日
令和元年 12 月 12 日
令和 3 年 1 月 8 日
令和 4 年 2 月 1 日

別表

会長	豊中市 都市基盤部長
委員	豊中市 都市基盤部交通政策課長
	豊中市 都市基盤部基盤整備課長
	豊中市 都市基盤部基盤管理課長
	豊中市 都市基盤部基盤保全課長
	豊中市 都市基盤部維持修繕課長
	豊中市 市民協働部くらし支援課長
	豊中市 環境部環境政策課長